

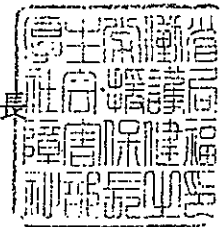


障 発 0 6 1 7 第 5 号
平 成 2 3 年 6 月 1 7 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



児童福祉施設最低基準等の一部改正に伴う関係告示及び関係通知の改正について

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号。以下「改正省令」という。)に伴い、厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第186号)及び児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第187号)が別添1のとおり、平成23年6月17日に告示され、同日より適用された。これにより、厚生労働大臣が定める児童等(平成18年厚生労働省告示第567号。以下「基準告示」という。)及び児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第557号。以下「報酬告示」という。)が改正がそれぞれ適用されたところである。

これに伴い、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年2月14日障発第0214004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「解釈通知」という。)を別紙2の新旧対照表のとおり、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。)を別紙3の新旧対照表のとおり改正することとした。

これらの改正内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺憾のな

いようお願いします。

なお、改正省令の内容等については、別途、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について（平成23年6月17日雇児発0617第7号・障発0617第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）においてお示ししているところである。

記

第1 関係告示の改正について

1 報酬告示の一部改正

改正省令による児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号。以下「指定施設基準」という。）の一部改正に伴い、報酬告示の別表第1の1の注2に定める、指定知的障害児施設及び指定第二種自閉症児施設における指定施設支援（入所定員が30人以下の施設で行われるものに限る。）に係る加算の要件については、指定施設基準に定める児童指導員又は保育士を配置していることとする。

また、報酬告示の別表第3の1の注2に定める、指定盲児施設及び指定ろうあ児施設における、盲ろうあ児に対する指定施設支援（入所定員が35人以下の施設で行われるものに限る。）及び知的障害児に対する指定施設支援（入所定員が30人以下の施設で行われるものに限る。）に係る加算の要件についても、同様とする。

2 基準告示の一部改正

報酬告示が定める重度知的障害児支援加算の対象となる厚生労働大臣が定める施設の基準に係る要件について基準告示の一のイからチまでに掲げられているところであるが、このうち、ロで定める障害児の居室の基準について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、次のとおりとする。

- (1) 1室の定員は、4人以下とし、障害児1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4・95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの

居室の1室の定員は4人を標準とし、障害児1人当たりの床面積は、収納設備等を除き3・3平方メートル以上とすること。

- (2) 必要に応じ、1人用居室及び二人用居室を設けることとし、1人用居室の一室の面積は6・6平方メートル以上、2人用居室の一室の面積は9・9平方メートル以上とすること。

ただし、厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件の適用の際現に存する指定知的障害児施設（指定施設基準第1条第2号に規定する指定知的障害児施設をいう。）の建物（建築中のものを含み、同告示の適用の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、なお従前の例によることとする。

3 適用日

これらの改正に係る告示は、平成23年6月17日から適用する。

第2 関係通知の改正について

1 解釈通知の一部改正について

改正省令による指定施設基準の一部改正に伴い、解釈通知第三の1（1）等について、所要の改正を行うこととする。

2 留意事項通知の一部改正について

報酬告示の改正に伴い、留意事項通知第二の5の小規模加算の取扱いについて、所要の改正を行うこととする。